

令和5年1月19日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室長 前原 正男

(担当・内線) 福祉統計係 (7553・7554)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 2919

令和3年度福祉行政報告例の概況

目	次	頁
報告の概要	1
結果の概要		
1 身体障害者福祉関係	2
2 知的障害者福祉関係	2
3 障害者総合支援関係	3
4 婦人保護関係	3
5 老人福祉関係		
(1) 老人ホームの施設数・定員	4
(2) 老人クラブ数・会員数	4
6 民生委員関係		
(1) 民生委員数	5
(2) 民生委員の活動状況	5
7 社会福祉法人関係	6
8 戦傷病者特別援護関係	6
9 児童福祉関係		
(1) 児童相談所における相談の種類別対応件数	7
(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数	7
統計表一覧	10
用語の定義	16

令和3年度福祉行政報告例の概況は厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>)

報 告 の 概 要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

3 報告の種類

月報(6表)及び年度報(48表)とする。

4 報告事項

身体障害者福祉関係、障害者総合支援関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付等関係

5 報告の方法及び系統

都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)に提出する。



6 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

減少数(率)の場合	△
計数がない場合	—
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

結果の概要

1 身体障害者福祉関係

令和3年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は4,910,098人で、前年度に比べ67,151人(1.3%)減少している(表1、統計表1)。

障害の種類別にみると、「肢体不自由」が2,462,523人(構成割合50.2%)と最も多く、次いで「内部障害」が1,623,012人(同33.1%)となっている(図1、統計表1)。

図1 身体障害者手帳交付台帳登録数

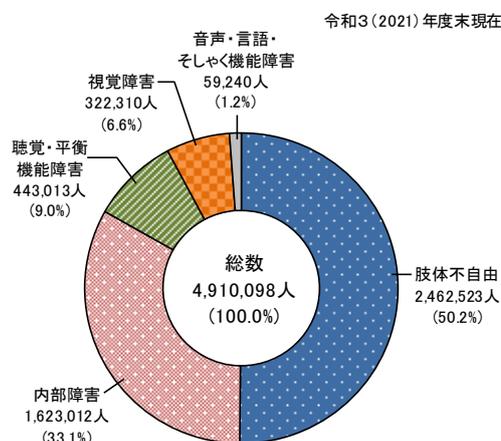


表1 身体障害者手帳交付台帳登録数の年次推移

	(単位：人)					各年度末現在	
	平成29年度 (2017)	30年度 (’18)	令和元年度 (’19)	2年度 (’20)	3年度 (’21)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	5,107,524	5,087,257	5,054,188	4,977,249	4,910,098	△67,151	△1.3
18歳未満	100,948	99,958	98,369	96,341	94,051	△2,290	△2.4
18歳以上	5,006,576	4,987,299	4,955,819	4,880,908	4,816,047	△64,861	△1.3

2 知的障害者福祉関係

令和3年度末現在の療育手帳交付台帳登録数は1,213,063人で、前年度に比べ34,146人(2.9%)増加している(表2、統計表2)。

表2 療育手帳交付台帳登録数の年次推移

	(単位：人)					各年度末現在	
	平成29年度 (2017)	30年度 (’18)	令和元年度 (’19)	2年度 (’20)	3年度 (’21)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	1,079,938	1,115,962	1,151,284	1,178,917	1,213,063	34,146	2.9
18歳未満	271,270	279,649	287,548	290,975	299,008	8,033	2.8
18歳以上	808,668	836,313	863,736	887,942	914,055	26,113	2.9

3 障害者総合支援関係

令和3年度中の身体障害者・児及び難病患者等の補装具費の支給状況は、購入決定件数が145,872件で、修理決定件数が100,500件となっている。

それぞれの決定件数を補装具の種類別にみると、購入は「補聴器」が44,078件、修理は「車椅子」が33,635件と最も多くなっている。(表3)

表3 身体障害者・児及び難病患者等の補装具費の支給状況

(単位:件)

補装具の種類	購入決定件数					修理決定件数				
	令和元年度(2019)	2年度('20)	3年度('21)	対前年度		令和元年度(2019)	2年度('20)	3年度('21)	対前年度	
				増減数	増減率(%)				増減数	増減率(%)
総数	155 291	145 283	145 872	589	0.4	108 826	100 606	100 500	△ 106	△ 0.1
義肢装具	5 443	5 150	4 954	△ 196	△ 3.8	7 633	7 523	7 133	△ 390	△ 5.2
座位保持装置	44 576	42 339	42 380	41	0.1	16 864	15 636	15 704	68	0.4
視覚障害者安全つえ	9 357	9 021	9 044	23	0.3	8 625	8 282	8 126	△ 156	△ 1.9
義眼	9 363	7 231	8 156	925	12.8	109	60	82	22	36.7
眼鏡	1 033	809	865	56	6.9	4	5	-	△ 5	△ 100.0
補聴器	7 003	6 209	6 592	383	6.2	313	285	278	△ 7	△ 2.5
人工内耳	45 407	43 664	44 078	414	0.9	22 679	21 423	21 114	△ 309	△ 1.4
車椅子	635
電動車椅子	20 883	19 354	18 477	△ 877	△ 4.5	37 348	33 574	33 635	61	0.2
座位保持椅子	3 025	2 849	2 547	△ 302	△ 10.6	13 527	12 180	12 215	35	0.3
起立保持器具	1 925	1 898	1 941	43	2.3	486	492	488	△ 4	△ 0.8
歩行器具	244	240	210	△ 30	△ 12.5	151	156	99	△ 57	△ 36.5
頭部保持器具	2 391	2 298	2 447	149	6.5	494	441	462	21	4.8
排便補助器具	452	468	480	12	2.6	12	9	13	4	44.4
歩行補助つえ	18	17	12	△ 5	△ 29.4	-	2	1	△ 1	△ 50.0
重度障害者用意思伝達装置	3 439	3 072	3 065	△ 7	△ 0.2	165	153	108	△ 45	△ 29.4
	732	664	624	△ 40	△ 6.0	416	385	407	22	5.7

4 婦人保護関係

令和3年度中の婦人相談所及び婦人相談員における相談の受付件数は310,302件で、前年度に比べ16,581件(5.1%)減少している。

相談の経路別にみると、「本人自身」からの相談の受付件数は242,260件で、前年度に比べ8,642件(3.4%)減少している。(表4)

表4 婦人相談所及び婦人相談員における相談の経路別受付件数の年次推移

(単位:件)

	平成29年度(2017)	30年度('18)	令和元年度('19)	2年度('20)	3年度('21)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	304 353	318 264	311 556	326 883	310 302	△ 16 581	△ 5.1
本人自身	230 215	240 527	239 460	250 902	242 260	△ 8 642	△ 3.4
本人以外	74 138	77 737	72 096	75 981	68 042	△ 7 939	△ 10.4

注:「本人以外」とは、「福祉事務所」「縁故者・知人」「他の相談機関」等である。

5 老人福祉関係

(1) 老人ホームの施設数・定員

令和3年度末現在の老人ホームの施設数は13,744施設で、前年度に比べ140施設(1.0%)増加し、定員は809,435人で前年度に比べ11,260人(1.4%)増加している。

施設の種類別に定員数をみると、「特別養護老人ホーム」が前年度に比べ11,476人(1.8%)増加している。(表5)

表5 老人ホームの施設数・定員の年次推移

	平成29年度 (2017)	30年度 (’18)	令和元年度 (’19)	2年度 (’20)	3年度 (’21)	各年度末現在 対前年度	
						増減数	増減率(%)
施設総数(施設)	13 013	13 282	13 456	13 604	13 744	140	1.0
養護老人ホーム	975	952	949	943	944	1	0.1
特別養護老人ホーム	9 740	10 021	10 187	10 336	10 469	133	1.3
軽費老人ホーム	2 020	2 028	2 035	2 035	2 037	2	0.1
都市型軽費老人ホーム	72	77	83	87	91	4	4.6
軽費老人ホームA型	193	192	190	190	190	-	-
軽費老人ホームB型	13	12	12	13	13	-	-
定員総数(人)	762 618	777 084	787 754	798 175	809 435	11 260	1.4
養護老人ホーム	65 422	63 378	63 016	62 577	62 201	△ 376	△ 0.6
特別養護老人ホーム	602 927	619 023	629 689	640 372	651 848	11 476	1.8
軽費老人ホーム	81 119	81 463	81 824	81 882	82 040	158	0.2
都市型軽費老人ホーム	1 238	1 328	1 433	1 502	1 574	72	4.8
軽費老人ホームA型	11 344	11 374	11 274	11 274	11 204	△ 70	△ 0.6
軽費老人ホームB型	568	518	518	568	568	-	-

注: 有料老人ホームを除く。

(2) 老人クラブ数・会員数

令和3年度末現在の老人クラブ数は85,805クラブで、前年度に比べ3,693クラブ(4.1%)減少し、会員数は4,387,233人で、前年度に比べ324,949人(6.9%)減少している。

老人クラブ数、会員数とも年々減少している。(図2、表6)

図2 老人クラブ数・会員数の年次推移

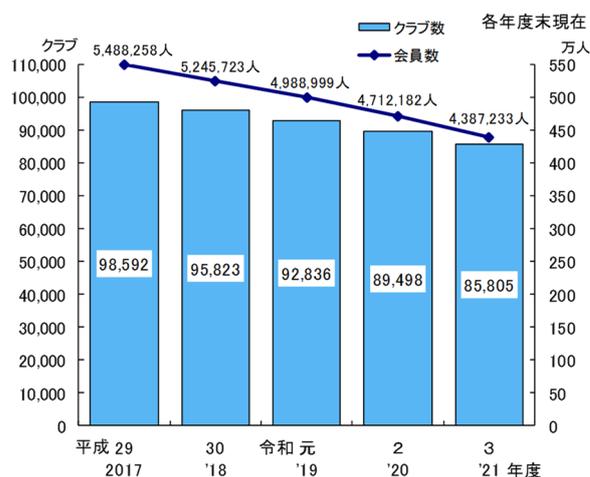


表6 老人クラブ数・会員数の年次推移

	平成29年度 (2017)	30年度 (’18)	令和元年度 (’19)	2年度 (’20)	3年度 (’21)	各年度末現在 対前年度	
						増減数	増減率(%)
老人クラブ数(クラブ)	98 592	95 823	92 836	89 498	85 805	△ 3 693	△ 4.1
会員数(人)	5 488 258	5 245 723	4 988 999	4 712 182	4 387 233	△ 324 949	△ 6.9

6 民生委員関係

(1) 民生委員数

令和3年度末現在の民生委員（児童委員を兼ねる。）の数は231,111人で、前年度に比べ421人（0.2%）増加している。

男女別にみると、男は88,610人で、前年度に比べ200人（0.2%）減少し、女は142,501人で、前年度に比べ621人（0.4%）増加している。（表7、統計表3）

表7 男女別民生委員数の年次推移

	(単位：人)						各年度末現在	
	平成29年度 (2017)	30年度 (’18)	令和元年度 (’19)	2年度 (’20)	3年度 (’21)	構成割合 (%)	対前年度	
							増減数	増減率(%)
総数	232 041	232 241	229 071	230 690	231 111	100.0	421	0.2
男	90 522	90 210	88 483	88 810	88 610	38.3	△ 200	△ 0.2
女	141 519	142 031	140 588	141 880	142 501	61.7	621	0.4

(2) 民生委員の活動状況

令和3年度中に民生委員が処理した相談・支援延件数は4,996,099件で、前年度に比べ294,660件（6.3%）増加し、その他の活動延件数は18,809,585件で、前年度に比べ1,734,463件（10.2%）増加している。また、訪問延回数32,903,383回で、前年度に比べ1,558,160回（5.0%）増加している。（表8）

表8 民生委員の活動状況の年次推移

	平成29年度 (2017)	30年度 (’18)	令和元年度 (’19)	2年度 (’20)	3年度 (’21)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
相談・支援延件数（件）	5 770 653	5 790 737	5 362 338	4 701 439	4 996 099	294 660	6.3
その他の活動延件数 ¹⁾ （件）	26 674 758	26 643 585	24 930 435	17 075 122	18 809 585	1 734 463	10.2
訪問延回数 ²⁾ （回）	38 228 011	37 745 403	35 863 593	31 345 223	32 903 383	1 558 160	5.0

注：1)「その他の活動延件数」は、調査・実態把握、行事・事業・会議への参加協力、地域福祉活動・自主活動及び民児協運営・研修等の延件数である。

2)「訪問延回数」は、見守り、声かけなどを目的として心身障害者・児、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者及び要保護児童等に対して訪問・連絡活動（電話や電子メールによるものを含む。）を行った延回数である。

7 社会福祉法人関係

令和3年度末現在の社会福祉法人数は21,021法人で、前年度に比べ36法人(0.2%)増加している。

社会福祉法人の種類別にみると「施設経営法人」が18,390法人で、前年度に比べ2法人(0.0%)減少している。(表9)

表9 社会福祉法人数の年次推移

	(単位：法人)					各年度末現在	
	平成29年度 (2017)	30年度 (‘18)	令和元年度 (‘19)	2年度 (‘20)	3年度 (‘21)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	20 798	20 872	20 933	20 985	21 021	36	0.2
社会福祉協議会	1 900	1 900	1 893	1 880	1 879	△ 1	△ 0.1
共同募金会	47	47	47	48	48	-	-
社会福祉事業団	125	126	126	126	126	-	-
施設経営法人	18 186	18 417	18 345	18 392	18 390	△ 2	△ 0.0
その他	540	382	522	539	578	39	7.2

注：厚生労働大臣所管分については、報告に含まれていない。

8 戦傷病者特別援護関係

令和3年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登録数は2,814人で、前年度に比べ487人(14.8%)減少している(表10)。

表10 戦傷病者手帳交付台帳登録数の年次推移

	(単位：人)					各年度末現在	
	平成29年度 (2017)	30年度 (‘18)	令和元年度 (‘19)	2年度 (‘20)	3年度 (‘21)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	6 871	5 590	3 953	3 301	2 814	△ 487	△ 14.8

9 児童福祉関係

(1) 児童相談所における相談の種類別対応件数

令和3年度中の児童相談所における相談の対応件数は571,961件となっている。

相談の種類別にみると、「養護相談」が283,001件（構成割合49.5%）と最も多く、次いで「障害相談」が203,619件（同35.6%）、「育成相談」が41,534件（同7.3%）となっている。（図3、表11、統計表4）

図3 児童相談所における相談の種類別対応件数

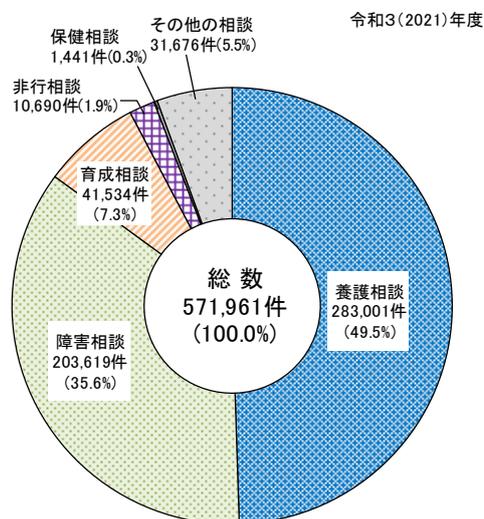


表11 児童相談所における相談の種類別対応件数の年次推移

(単位：件)

	平成29年度(2017)		30年度('18)		令和元年度('19)		2年度('20)		3年度('21)		対前年度	
	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	増減数	増減率(%)
総数	466,880	100.0	504,856	100.0	544,698	100.0	527,272	100.0	571,961	100.0	44,689	8.5
養護相談	195,786	41.9	228,719	45.3	267,955	49.2	280,985	53.3	283,001	49.5	2,016	0.7
障害相談	185,032	39.6	188,702	37.4	189,714	34.8	162,351	30.8	203,619	35.6	41,268	25.4
育成相談	43,446	9.3	43,594	8.6	42,441	7.8	38,908	7.4	41,534	7.3	2,626	6.7
非行相談	14,110	3.0	13,333	2.6	12,410	2.3	10,615	2.0	10,690	1.9	75	0.7
保健相談	1,842	0.4	1,644	0.3	1,435	0.3	1,269	0.2	1,441	0.3	172	13.6
その他の相談	26,664	5.7	28,864	5.7	30,743	5.6	33,144	6.3	31,676	5.5	△1,468	△4.4

(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

令和3年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は207,660件で、前年度に比べ2,616件(1.3%)増加しており、年々増加している(表12)。

表12 児童虐待相談対応件数の年次推移

(単位：件)

	平成29年度(2017)	30年度('18)	令和元年度('19)	2年度('20)	3年度('21)	対前年度	
	件数	件数	件数	件数	件数	増減数	増減率(%)
総数	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	2,616	1.3

相談の種別にみると、「心理的虐待」が124,724件（構成割合60.1%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が49,241件（同23.7%）となっている。被虐待者の年齢別にみると、「3歳」が14,035件と最も多くなっており、「身体的虐待」及び「性的虐待」の構成割合はおおむね年齢が上がるにつれて多くなっている。（図4、図5）

また、主な虐待者別構成割合をみると「実母」が47.5%と最も多く、次いで「実父」が41.5%となっており、「実父」の構成割合は年々上昇している（図6）。

図4 児童虐待相談の年齢別・相談種別構成割合

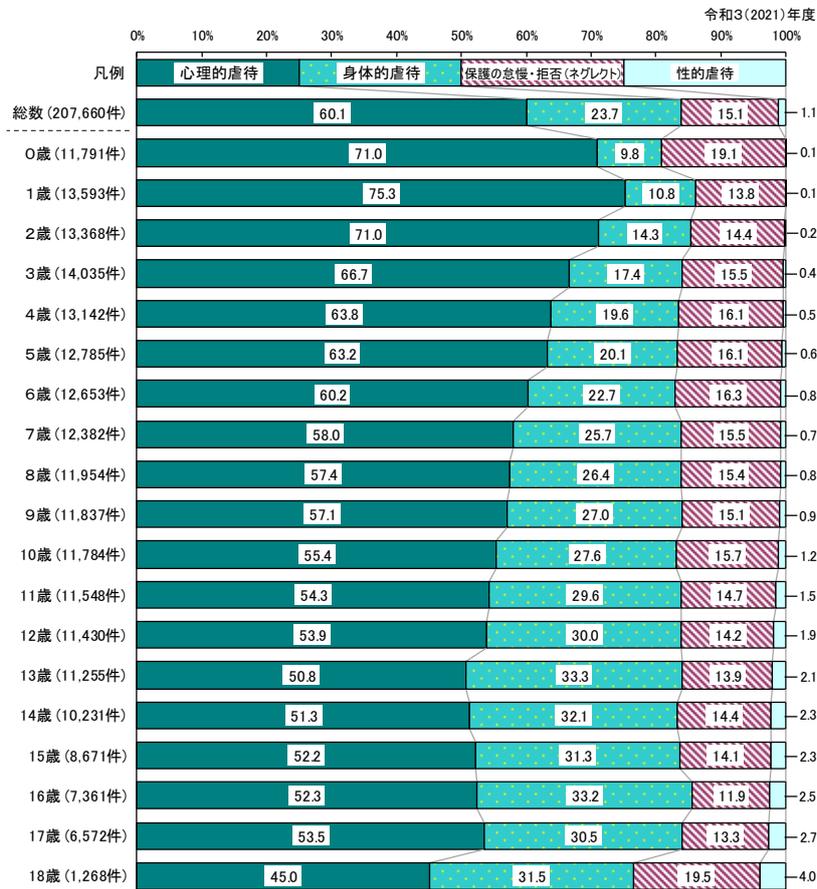


図5 児童虐待の相談種別件数の年次推移

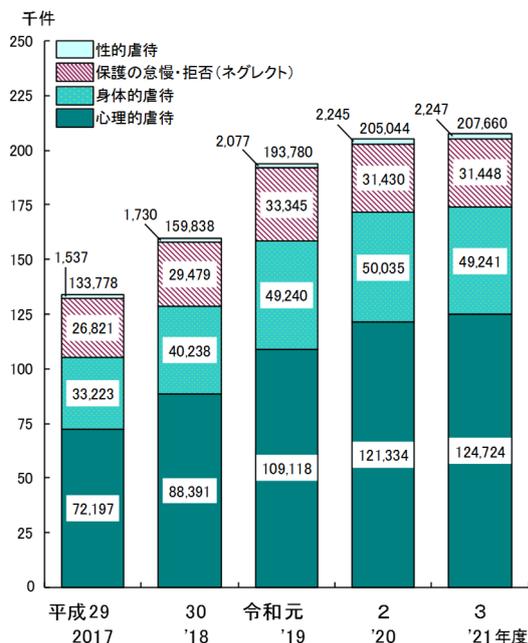
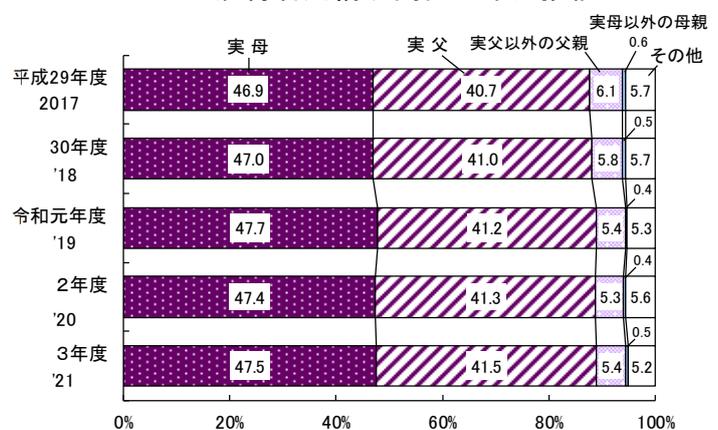


図6 児童虐待相談における主な虐待者別構成割合の年次推移



統計表一覧

- 統計表 1 身体障害者手帳交付台帳登載数，都道府県－指定都市－中核市×
障害の種類別
- 統計表 2 療育手帳交付台帳登載数，都道府県－指定都市×年齢（2区分）別
- 統計表 3 民生委員（児童委員）数，都道府県－指定都市－中核市×性別
- 統計表 4 児童相談所における対応件数，都道府県－指定都市－中核市×相談の種類別

統計表 1 身体障害者手帳交付台帳登載数，都道府県—指定都市—中核市×
障害の種類別（2-1）

(単位：人)

令和3年度（2021年度）末現在

	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
全 国	4 910 098	322 310	443 013	59 240	2 462 523	1 623 012
北海道	179 171	9 688	16 141	1 849	100 229	51 264
青森県	35 121	2 040	3 182	326	17 381	12 192
岩手県	39 584	2 756	3 244	414	20 272	12 898
宮城県	45 747	2 717	3 497	529	22 621	16 383
秋田県	35 303	1 983	2 974	359	20 123	9 864
山形県	39 301	2 015	3 731	481	20 695	12 379
福島県	44 053	2 649	4 146	443	22 758	14 057
茨城県	81 131	5 016	6 496	904	37 645	31 070
栃木県	55 308	3 847	6 691	908	25 899	17 963
群馬県	44 268	2 369	4 834	469	21 019	15 577
埼玉県	133 277	9 140	10 727	1 813	64 162	47 435
千葉県	120 493	7 470	8 905	1 740	58 462	43 916
東京都	472 153	39 271	48 405	7 604	231 880	144 993
神奈川県	98 721	6 998	9 398	1 455	48 431	32 439
新潟県	59 108	3 505	6 352	675	31 004	17 572
富山県	26 461	1 534	2 839	289	12 573	9 226
石川県	26 134	1 373	1 972	273	13 559	8 957
福井県	25 581	1 709	2 308	248	13 507	7 809
山梨県	25 376	1 707	2 351	301	12 241	8 776
長野県	59 386	3 077	5 462	612	31 147	19 088
岐阜県	64 969	3 767	4 940	679	33 372	22 211
静岡県	72 312	4 545	5 855	967	35 287	25 658
愛知県	108 417	5 958	8 615	1 225	53 412	39 207
三重県	68 789	3 996	7 056	790	34 330	22 617
滋賀県	37 755	2 293	2 918	417	20 093	12 034
京都府	68 290	4 480	6 358	859	33 795	22 798
大阪府	107 695	6 485	8 900	1 344	58 414	32 552
兵庫県	85 341	4 978	6 956	1 054	45 646	26 707
奈良県	45 535	3 172	4 391	474	23 560	13 938
和歌山県	36 258	2 149	3 761	450	19 548	10 350
鳥取県	18 431	1 402	1 714	235	9 296	5 784
島根県	23 185	1 659	2 763	287	11 826	6 650
岡山県	30 207	1 890	2 462	325	15 433	10 097
広島県	42 442	3 189	3 638	431	22 199	12 985
山口県	48 709	3 263	4 135	635	23 800	16 876
徳島県	32 792	2 310	4 262	311	15 253	10 656
香川県	23 813	1 550	2 287	277	11 599	8 100
愛媛県	41 059	3 037	3 196	428	20 318	14 080
高知県	24 222	1 679	1 598	236	11 761	8 948
福岡県	98 460	6 283	9 499	1 158	49 672	31 848
佐賀県	40 687	2 356	3 608	387	21 955	12 381
長崎県	34 635	2 496	3 540	378	16 566	11 655
熊本県	54 862	3 668	6 177	515	26 678	17 824
大分県	37 118	2 163	3 570	397	19 939	11 049
宮崎県	40 792	2 357	3 524	499	20 920	13 492
鹿児島県	61 966	4 326	6 862	628	31 688	18 462
沖縄県	54 337	3 183	6 751	644	22 315	21 444
指定都市(別掲)						
札幌市	82 359	4 391	5 331	891	43 951	27 795
仙台市	32 732	2 259	2 506	430	15 875	11 662
さいたま市	33 447	2 285	3 063	529	15 816	11 754
千葉市	30 245	1 820	2 324	389	14 514	11 198
横浜市	98 629	6 483	9 131	856	46 064	36 095
川崎市	37 277	2 246	3 456	477	17 609	13 489
相模原市	19 626	1 275	1 880	179	9 151	7 141
新潟市	28 287	1 947	2 777	368	15 204	7 991
静岡市	23 201	1 565	1 673	316	10 669	8 978
浜松市	24 927	1 570	2 030	328	12 115	8 884
名古屋市	78 397	5 322	6 235	891	37 053	28 896
京都市	70 957	5 280	6 014	779	35 575	23 309
大阪市	136 881	10 169	12 693	1 971	70 990	41 058
堺市	35 760	2 147	3 084	417	19 221	10 891
神戸市	76 590	5 651	6 191	842	42 318	21 588
岡山市	23 018	1 520	1 690	283	11 428	8 097
広島市	41 536	3 218	3 273	454	20 622	13 969
北九州市	46 193	3 143	4 369	592	21 697	16 392
福岡市	51 787	3 464	4 387	599	26 077	17 260
熊本市	28 775	1 842	2 788	260	12 837	11 048

統計表 1 身体障害者手帳交付台帳登載数，都道府県—指定都市—中核市×
障害の種類別（2-2）

(単位：人)

令和3年度（2021年度）末現在

	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
中核市(別掲)						
旭川市	16 761	973	1 909	166	8 971	4 742
函館市	11 864	873	889	119	6 061	3 922
青森市	11 297	682	954	92	5 118	4 451
八戸市	8 580	489	628	79	4 289	3 095
盛岡市	10 009	764	729	121	5 007	3 388
秋田市	13 793	782	1 203	205	7 097	4 506
山形市	10 844	595	953	143	5 563	3 590
郡山市	10 511	669	956	100	5 265	3 521
いわき市	12 593	855	928	146	6 616	4 048
福島市	9 699	691	790	116	5 027	3 075
水戸市	8 492	661	722	73	4 023	3 013
宇都宮市	15 337	1 017	1 950	213	6 685	5 472
前橋市	11 715	731	1 352	113	5 455	4 064
高崎市	11 807	660	1 189	120	5 573	4 265
川越市	9 813	688	820	120	4 687	3 498
越谷市	9 466	630	661	132	4 604	3 439
川口市	17 883	1 177	1 300	221	8 363	6 822
船橋市	15 722	1 063	1 031	250	7 710	5 668
柏市	12 262	827	1 008	205	5 760	4 462
八王子市	15 674	1 165	1 738	176	7 077	5 518
横須賀市	13 438	879	1 300	138	6 415	4 706
富山市	17 991	905	1 461	169	8 432	7 024
金沢市	14 956	923	972	144	7 225	5 692
福井市	10 020	630	868	116	5 174	3 232
甲府市	8 913	656	853	127	4 280	2 997
長野市	14 672	837	1 098	155	7 683	4 899
松本市	9 603	573	638	101	4 708	3 583
岐阜市	16 073	1 015	1 261	150	8 137	5 510
豊橋市	11 425	560	858	127	5 564	4 316
豊田市	12 790	745	1 124	117	6 429	4 375
岡崎市	11 396	719	1 063	109	5 533	3 972
一宮市	13 050	734	921	118	6 513	4 764
大津市	16 047	963	1 247	199	8 179	5 459
高槻市	13 076	896	920	190	7 143	3 927
東大阪市	22 701	1 356	2 099	238	11 948	7 060
豊中市	13 494	834	1 044	250	7 003	4 363
枚方市	16 118	970	1 199	163	8 946	4 840
八尾市	10 535	752	1 008	130	5 367	3 278
寝屋川市	9 115	520	963	102	4 800	2 730
吹田市	12 292	760	865	145	6 763	3 759
姫路市	20 477	1 118	1 647	237	11 863	5 612
西宮市	15 427	958	1 221	202	8 134	4 912
尼崎市	21 971	1 425	1 767	295	11 481	7 003
明石市	11 067	766	1 006	137	5 717	3 441
奈良市	13 488	844	1 186	135	6 910	4 413
和歌山市	16 912	1 147	1 737	212	8 589	5 227
鳥取市	7 333	541	860	90	3 715	2 127
松江市	8 074	570	940	99	3 967	2 498
倉敷市	16 239	880	1 301	164	8 386	5 508
福山市	17 342	1 197	1 463	191	8 945	5 546
呉市	9 411	764	751	98	4 525	3 273
下関市	12 465	922	1 022	140	6 168	4 213
高松市	17 643	1 127	1 422	159	8 352	6 583
松山市	17 938	1 339	1 343	181	8 909	6 166
高知市	13 984	1 091	822	140	6 684	5 247
久留米市	11 814	782	1 200	126	6 044	3 662
長崎市	22 467	1 616	2 924	266	9 789	7 872
佐世保市	12 680	895	1 197	145	6 026	4 417
大分市	20 945	1 167	1 892	157	11 271	6 458
宮崎市	18 159	1 174	1 562	193	8 607	6 623
鹿児島市	29 117	1 936	2 978	246	14 858	9 099
那覇市	13 939	737	1 414	156	5 321	6 311

統計表2 療育手帳交付台帳登載数, 都道府県—指定都市×年齢(2区分)別

(単位:人)

令和3年度(2021年度)末現在

	総数	18歳未満	18歳以上
全国	1 213 063	299 008	914 055
北海道	48 003	9 605	38 398
青森県	13 865	2 411	11 454
岩手県	12 395	1 763	10 632
宮城県	12 600	2 701	9 899
秋田県	9 102	1 244	7 858
山形県	9 282	1 475	7 807
福島県	19 656	4 399	15 257
茨城県	25 619	5 898	19 721
栃木県	19 156	4 405	14 751
群馬県	16 210	3 766	12 444
埼玉県	45 882	12 381	33 501
千葉県	39 133	11 142	27 991
東京都	98 035	14 116	83 919
神奈川県	30 376	8 780	21 596
新潟県	13 450	2 148	11 302
富山県	8 541	1 567	6 974
石川県	9 726	1 985	7 741
福井県	7 074	1 212	5 862
山梨県	7 088	1 948	5 140
長野県	21 135	4 080	17 055
岐阜県	20 862	5 681	15 181
静岡県	22 579	5 943	16 636
愛知県	43 623	13 530	30 093
三重県	16 141	4 106	12 035
滋賀県	15 814	4 106	11 708
京都府	12 067	2 379	9 688
大阪府	55 158	16 182	38 976
兵庫県	43 176	14 681	28 495
奈良県	13 874	3 922	9 952
和歌山県	11 140	2 564	8 576
鳥取県	5 819	749	5 070
島根県	8 042	1 113	6 929
岡山県	12 684	2 536	10 148
広島県	16 230	3 318	12 912
山口県	13 461	2 556	10 905
徳島県	8 833	1 518	7 315
香川県	8 067	1 816	6 251
愛媛県	15 389	3 290	12 099
高知県	6 763	936	5 827
福岡県	29 785	7 257	22 528
佐賀県	9 710	1 802	7 908
長崎県	16 150	2 524	13 626
熊本県	13 617	3 394	10 223
大分県	11 538	2 599	8 939
宮崎県	12 358	2 446	9 912
鹿児島県	21 873	4 108	17 765
沖縄県	17 259	4 400	12 859
指定都市(別掲)			
札幌市	20 498	4 927	15 571
仙台市	9 742	2 648	7 094
さいたま市	8 638	2 533	6 105
千葉市	7 718	2 269	5 449
横浜市	34 859	13 210	21 649
川崎市	11 667	3 932	7 735
相模原市	6 392	2 176	4 216
新潟市	5 943	1 126	4 817
静岡市	7 168	1 955	5 213
浜松市	8 020	2 795	5 225
名古屋	19 637	5 968	13 669
京都	17 167	6 590	10 577
大阪	31 633	10 641	20 992
堺	8 833	2 391	6 442
神戸	17 650	5 834	11 816
岡山	6 605	1 640	4 965
広島	9 641	3 059	6 582
北九州	11 768	2 473	9 295
福岡	13 455	3 993	9 462
熊本	7 689	2 366	5 323

統計表3 民生委員（児童委員）数、都道府県—指定都市—中核市×性別

(単位：人)

令和3年度（2021年度）末現在

	総数	男	女		総数	男	女
全 国	231 111	88 610	142 501	中核市(別掲)			
北海道	8 181	3 727	4 454	旭川市	765	345	420
青森県	2 149	859	1 290	函館市	696	230	466
岩手県	3 072	1 281	1 791	青森市	614	188	426
宮城県	2 974	926	2 048	八戸市	498	193	305
秋田県	2 633	1 178	1 455	盛岡市	573	184	389
山形県	2 370	1 110	1 260	秋田市	681	291	390
福島県	2 910	1 341	1 569	山形市	484	230	254
茨城県	4 796	2 398	2 398	郡山市	607	253	354
栃木県	3 076	1 186	1 890	いわき市	644	283	361
群馬県	2 776	893	1 883	福島市	585	229	356
埼玉県	7 699	2 539	5 160	水戸市	428	193	235
千葉県	6 186	2 689	3 497	宇都宮市	803	268	535
東京都	9 595	2 334	7 261	前橋市	660	189	471
神奈川県	3 923	1 228	2 695	高崎市	711	143	568
新潟県	3 434	1 745	1 689	高川越市	492	114	378
富山県	1 677	802	875	越谷市	420	142	278
石川県	2 015	860	1 155	川口市	596	143	453
福井県	1 349	622	727	船橋市	752	225	527
山梨県	2 063	867	1 196	柏市	545	164	381
長野県	3 829	1 618	2 211	八王子市	442	141	301
岐阜県	3 628	1 607	2 021	横須賀市	552	163	389
静岡県	4 319	2 015	2 304	富山市	874	437	437
愛知県	5 288	2 188	3 100	金沢市	1 120	389	731
三重県	4 083	1 630	2 453	福井市	500	203	297
滋賀県	2 615	1 423	1 192	福甲市	451	204	247
京都府	2 807	1 091	1 716	長野市	868	319	549
大阪府	4 313	1 512	2 801	松本市	543	142	401
兵庫県	4 629	1 945	2 684	岐阜市	884	352	532
奈良県	2 231	972	1 259	豊橋市	552	191	361
和歌山県	1 928	917	1 011	豊田市	593	255	338
鳥取県	1 141	598	543	岡崎市	567	168	399
島根県	1 742	930	812	一宮市	517	221	296
岡山県	2 332	1 087	1 245	大津市	649	310	339
広島県	2 461	1 061	1 400	高槻市	495	159	336
山口県	3 017	1 381	1 636	東大阪市	809	327	482
徳島県	2 004	1 019	985	豊中市	553	102	451
香川県	1 320	695	625	枚方市	486	129	357
愛媛県	2 636	1 163	1 473	八尾市	389	163	226
高知県	1 661	752	909	寝屋川市	331	75	256
福岡県	4 429	1 831	2 598	吹田市	491	155	336
佐賀県	2 110	860	1 250	姫路市	924	307	617
長崎県	1 927	925	1 002	西市	660	109	551
熊本県	2 726	1 123	1 603	尼崎市	790	192	598
大分県	1 854	990	864	明石市	400	125	275
宮崎県	1 800	823	977	明奈市	754	284	470
鹿児島県	3 122	1 279	1 843	和歌山市	710	288	422
沖縄県	1 629	512	1 117	鳥取市	496	264	232
指定都市(別掲)				松江市	494	281	213
札幌市	2 820	981	1 839	松倉敷市	774	376	398
仙台市	1 534	433	1 101	倉敷市	873	406	467
さいたま市	1 396	444	952	呉市	617	188	429
千葉市	1 443	350	1 093	下関市	661	240	421
横浜市	4 475	996	3 479	高松市	852	366	486
川崎市	1 532	527	1 005	高松市	993	328	665
相模原市	904	326	578	高知市	694	281	413
新潟市	1 333	495	838	久留米市	561	210	351
静岡市	1 163	496	667	長崎市	957	352	605
浜松市	1 326	559	767	佐世保市	603	268	335
名古屋市	4 253	746	3 507	大分市	863	201	662
京都市	2 710	695	2 015	宮崎市	698	322	376
大阪市	3 948	1 486	2 462	鹿児島市	1 046	319	727
堺市	1 101	440	661	那覇市	350	86	264
神戸市	2 393	526	1 867				
岡山市	1 184	503	681				
広島市	1 864	556	1 308				
北九州市	1 555	479	1 076				
福岡市	2 373	354	2 019				
熊本県	1 355	281	1 074				

統計表 4 児童相談所における対応件数, 都道府県—指定都市—中核市×相談の種類別

(単位: 件)		令和3年度(2021年度)					
	総 数	養 護 相 談	保 健 相 談	障 害 相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	そ の 他 の 相 談
全 国	571 961	283 001	1 441	203 619	10 690	41 534	31 676
北 海 道	12 656	5 963	-	5 651	208	759	75
青 森 県	4 780	2 402	1	1 790	70	374	143
岩 手 県	3 473	1 994	1	1 012	59	283	124
宮 城 県	5 768	1 981	3	3 207	31	154	392
秋 田 県	2 370	687	5	724	40	385	529
山 形 県	2 872	966	7	686	22	823	368
福 島 県	8 309	3 795	8	3 218	162	564	562
茨 城 県	8 372	4 522	-	3 443	97	284	26
栃 木 県	6 598	1 835	-	3 009	82	161	1 511
群 馬 県	12 189	3 877	185	4 511	247	2 250	1 119
埼 玉 県	32 446	18 988	27	8 122	463	1 569	3 277
千 葉 県	21 699	9 887	4	9 627	244	253	1 684
東 京 都	52 615	35 322	628	6 588	2 013	5 154	2 910
神 奈 川 県	15 548	7 438	35	4 478	128	1 275	2 194
新 潟 県	5 346	3 143	3	1 580	107	415	98
富 山 県	3 699	1 115	36	1 126	68	297	1 057
石 川 県	1 829	924	1	645	75	166	18
福 井 県	3 102	1 805	1	554	82	476	184
山 梨 県	2 785	1 602	-	837	57	86	203
長 野 県	5 902	3 511	2	1 742	102	280	265
岐 阜 県	7 646	3 231	1	3 446	120	531	317
静 岡 県	6 436	2 409	-	3 480	203	229	115
愛 知 県	20 944	11 004	22	8 122	252	1 406	138
三 重 県	4 476	2 539	2	1 608	82	240	5
滋 賀 県	5 539	2 677	-	2 697	62	55	48
京 都 府	4 899	2 621	-	2 046	106	118	8
大 阪 府	31 998	16 537	5	10 681	455	3 267	1 053
兵 庫 県	17 888	6 815	1	9 906	398	754	14
奈 良 県	5 907	2 181	-	3 196	137	322	71
和 歌 山 県	4 265	1 897	-	1 757	125	420	66
鳥 取 県	2 266	1 022	1	782	40	208	213
島 根 県	2 680	1 269	1	1 071	48	246	45
岡 山 県	4 419	1 973	-	1 985	96	364	1
広 島 県	5 673	3 698	-	1 754	130	57	34
山 口 県	5 735	1 998	3	3 288	77	296	73
徳 島 県	2 565	1 127	-	1 211	32	195	-
香 川 県	5 664	2 411	16	1 193	109	937	998
愛 媛 県	4 513	2 475	-	1 676	76	273	13
高 知 県	1 960	1 037	-	699	101	121	2
福 岡 県	14 905	9 252	1	4 250	346	836	220
佐 賀 県	2 219	1 135	-	786	79	161	58
長 崎 県	6 123	2 042	8	2 246	175	1 083	569
熊 本 県	4 909	1 208	139	2 989	32	371	170
大 分 県	6 498	1 995	108	900	78	2 463	954
宮 崎 県	4 160	2 122	1	1 622	85	187	143
鹿 児 島 県	8 018	4 257	2	3 114	151	309	185
沖 縄 県	8 651	5 731	5	1 474	349	253	839
指定都市(別掲)							
礼 幌 市	8 672	4 580	-	2 546	145	413	988
仙 台 市	13 815	2 857	18	6 572	42	720	3 606
さいたま市	6 885	3 612	3	1 610	102	716	842
千葉市	6 585	3 141	9	2 751	41	229	414
横浜市	20 182	8 914	61	9 371	242	1 042	552
川 崎 市	6 638	4 227	5	1 683	96	518	109
相 模 原 市	3 691	1 999	-	1 451	17	172	52
新 潟 市	3 796	2 305	8	1 033	82	355	13
静 岡 市	2 231	1 028	-	884	83	74	162
浜 松 市	3 123	1 044	2	1 836	16	56	169
名 古 屋 市	7 521	6 380	6	167	194	555	219
京 都 市	10 249	3 368	-	6 462	165	249	5
大 阪 市	17 443	9 976	2	5 649	232	396	1 188
堺 市	5 834	2 558	-	2 217	117	891	51
神 戸 市	7 688	3 040	-	3 978	311	358	1
岡 山 市	3 564	1 106	-	2 036	95	327	-
広 島 市	6 105	3 038	1	2 337	71	643	15
北 九 州 市	8 668	3 596	42	3 808	54	1 148	20
福 岡 市	7 544	3 231	12	3 812	118	365	6
熊 本 市	2 794	1 731	-	685	89	186	103
中核市(別掲)							
横 須 賀 市	1 979	1 002	6	715	20	179	57
金 沢 市	1 458	1 019	-	360	25	54	-
明 石 市	2 182	829	3	1 127	32	178	13

注: 中核市(別掲)は、児童相談所を設置している中核市に限る。

用語の定義

1 身体障害者福祉関係

身体障害者手帳交付台帳登録数

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数をいう。

2 知的障害者福祉関係

療育手帳交付台帳登録数

知的障害者（児）の申請に基づき、都道府県知事等が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数をいう。

3 障害者総合支援関係

補装具

障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

4 婦人保護関係

婦人相談所・婦人相談員

要保護女子等に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応じ、必要な指導等を行うため、売春防止法に基づき、都道府県に設置される相談所及び都道府県知事又は市長が委嘱する相談員をいう。

5 老人福祉関係

(1) 養護老人ホーム

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設をいう。

(2) 特別養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する施設をいう。

(3) **軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型**

無料又は低額な料金で食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設であり、このうち軽費老人ホームは、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を、都市型は、都市部を中心とした地域において自炊のできる程度の健康状態にある者を、A型は身寄りのない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊のできる程度の健康状態にある者を入所させる施設をいう。

(4) **老人クラブ**

老人福祉法及び「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成13年10月1日老発第390号老健局長通知）に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための事業を行う団体をいう。

6 民生委員関係

民生委員（児童委員）

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者をいう。

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねる。

7 社会福祉法人関係

(1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人をいう。

なお、福祉行政報告例では、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）が所轄庁である法人のみ報告されるため、厚生労働大臣が所轄庁となる法人（全国を単位として行われる事業を行っている法人等）は含まれていない。

(2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に基づき設立された団体であって、社会福祉法人として認可されているものをいう。

(3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人をいう。

(4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号社会局長・児童家庭局長連名通知）に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体をいう。

(5) 施設経営法人

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人をいう。

(6) その他

(2)～(5)のいずれにも該当しない社会福祉法人で、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業（生活困難者や障害者に対する相談・支援等）を行う社会福祉法人をいう。

8 戦傷病者特別援護関係

戦傷病者手帳交付台帳登載数

旧軍人軍属等であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている数をいう。

9 児童福祉関係

(1) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置された相談所をいう。

(2) 児童相談所における相談の種類

ア 養護相談

父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ子ども等養育面で環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談をいう。

イ 保健相談

低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）等を有する子どもに関する相談をいう。

ウ 障害相談

（肢体不自由相談）肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談

（視聴覚障害相談）視聴覚障害児に関する相談

（言語発達障害等相談）構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談

（重症心身障害相談）重症心身障害児（者）に関する相談

（知的障害相談）知的障害児に関する相談

（発達障害相談）自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む。）

をいう。

エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為、問題行動のある子ども、警察署からご犯少年として通告のあった子ども、触法行為のあったとされる子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談をいう。

オ 育成相談

子どもの人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する子どもに関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある子どもに関する相談、進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談をいう。

カ その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談をいう。